平成２５年（フ）第２０１号
奈良県宇陀市室生大野2001番地の７
債務者　園部　　豪
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
奈良県大和高田市大字築山142番地１、前住所奈良県大和高田市本郷町６番８号
債務者　河野　安代
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
愛知県岡崎市六名本町13番地９　シティハイツむつな105
債務者　野原壽美香
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
愛知県西尾市巨海町西脇55番地１　ドエル西脇Ｂ201号室、前住所長野県千曲市大字八幡3020番地
債務者　佐藤真由美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
奈良県大和高田市神楽２丁目13番25号　チェリー・ワン大和高田207号、前住所奈良県天理市富堂町305番地７
債務者　はじめ食品こと　水間　義之
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
山口県宇部市山門３丁目４番１号
債務者　藤井　俊和
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１８９号
長崎県長崎市城栄町38番14―201号
債務者　坂下　末喜
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
千葉市花見川区花見川９番９棟508号
債務者　吉野　元樹（旧姓神尾）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６５号
千葉県市原市光風台２丁目197番地
債務者　杉本　榮子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７８８号
千葉市花見川区花見川４番10棟202号
債務者　村上　勇治
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９２号
千葉県習志野市袖ケ浦５丁目４番17号
債務者　松井　玲子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９５号
千葉県市川市末広２丁目７番16号　セザール末広205号
債務者　太田　尚子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８１０号
千葉県市川市鬼高２丁目25番12号　ロイヤルビレッジ101号
債務者　平野　修一
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０８号
岡山県笠岡市吉浜1645番地１　北川アパート１号
債務者　廣瀧　高久
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
高知県南国市篠原1671番地　ボヌールＫ　Ｃ202
債務者　門田　直季
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７９号
高知市旭町２丁目42番地　ピュアハウス103号
債務者　北村　　綾
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８６号
高知市北高見町７番地57
債務者　伊井　貞彦
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
高知地方裁判所破産係